

税務Q&A 消費税率引上げに伴う価格表示

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 戸江 千枝

九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/

Q 消費税率の引上げに伴い、消費税込みの総額を表示する義務が緩和されているそうですが、表示にあたっての注意点などを教えてください。

消費税法第63条は、一定の場合を除き原則としていわゆる総額表示を義務付けています。しかし、今回を含め二度の消費税率の引上げが予定される中、これに伴う各種事務負担を軽減する趣旨から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下、単に「措置法」といいます。)は、同法が失効する平成29年3月31日までの間、税込価格の表示(総額表示)義務を緩和することを規定しています。

I 消費税法第63条の総額表示義 務(罰則規定はありません。)

①総額表示義務の対象となる課税事 業者

不特定かつ多数の消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が対象となります。(事業者間での取引で作成する見積書、契約書、請求書等は、総額表示義務の対象とはなりません。)

②総額表示義務の対象となる表示媒体

あらかじめ価格を表示するとき の商品本体への印字、値札や店内 掲示、商品カタログ、チラシ、イ ンターネットのウェブページ・電 子メール、新聞・テレビによる広 告などです。

Ⅱ 措置法による総額表示義務の緩和

①税抜価格のみを表示する場合の 「誤認防止措置|

措置法第10条1項の規定によれば、誤解のない表示がされている場合に限って税込価格の表示を要しないものと規定しています。つまり、「3,000円(税抜き)」というように表示が明確であることが要件です。「3,000円(本体価格)」や「3,000円+消費税」といった表示方法も可能です。また、商品が一括して税抜価格であることを店内に明確に掲示する方法も認められています。

②税込価格と税抜価格を併記する場合の注意点

さらに措置法第11条の規定により、税抜価格を税込価格よりも強調する、「3,000円(税込3,240円)」のような表示も認められるようになりましたが、税込価格を表示する文字が極端に小さい場合や色が薄くて見えにくい場合などは明瞭な表示とは認められませんので注意が必要です。

③措置法の適用期限

なお、表示義務が緩和される期間は措置法により平成29年3月31日までとなっており、同法第10条第2項において、税込表示の早期実施が促されている点にも留意してください。

詳しくは財務省のホームページ http://www.mof.go.jp/tax_polic y/summary/consumption/25091 Otenka.htm

または、国税庁のホームページ

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/sogakuhyojigimu.pdf 「総額表示義務の特例措置に関する事例集((税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例) 国税庁 課税部 消費税室)」をご参照ください。

総額表示の例

10,800円(税込) 10,800円(税抜価格10,000円) 10,800円(うち消費税額等800円) 10,800円(税抜価格10,000円、 消費税額等800円)



外税表示の例

10,000円(税抜)又は(本体価格) 10,000円(税別) 10,000円+消費税等 10,000円+800円(消費税等)

ご参考

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」 (抜粋)

- 第10条 事業者(消費税法第63条に規定する事業者をいう。)は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格(消費税を含めた価格をいう。)であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第63条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。
- 2 前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、 できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努め なければならない。
- 3 (省略)

(不当景品類及び不当表示防止法の適用除外)

第11条 前条第3項の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条第1項の規定は、適用しない。